ヘ　⑤と②、③、⑥、⑧から⑭まで、⑯、⑲又は㉑の割引相互間における重複適用関係

㈠　⑤と⑧又は⑫から⑭までの割引適用要件に該当する自動車の場合、⑧又は⑫から⑭までの割引適用後に、⑤の割引を適用する。

㈡　⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

Ａ－（Ａ－Ｂ）×２

㈜　上記式において、Ａ、Ｂは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ａ：⑴に定める料金の額（ただし、⑨又は⑩の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引を適用した額とする。）。

Ｂ：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、⑤ロの㈠から㈢で算出した料金の額

㈢　⑤と⑯の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑯の割引を適用する。

㈣　⑤と③、⑥、⑲又は㉑の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

㈤　⑤と⑨から⑪までの割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ト　⑱又は⑳と①、⑥から⑮まで又は⑰の割引相互間における重複適用関係

㈠　⑱又は⑳と①、⑦イのうち表中３に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。なお、⑦イのうち表中３に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までについては、⑦イのうち表中３に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までの割引適用後に、⑱又は⑳の割引を適用する。

㈡　⑱又は⑳と⑥、⑦イのうち表中３を除くもの、⑨から⑪まで、⑮又は⑰の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑱又は⑳は適用しないものとする。ただし、次の算式により算出した額が正の数となる場合は、これを中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

Ａ－Ｂ

㈜　上記式において、Ａ、Ｂは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ａ：⑥、⑦イのうち表中３を除くもの、⑨、⑩又は⑪の割引を適用した額

Ｂ：深夜割引後の料金の額又は経過措置後の料金の額

チ　⑲又は㉑と②、⑥から⑭まで又は⑯の割引相互間における重複適用関係

㈠　⑲又は㉑と⑦イのうち表中３に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。なお、⑦イのうち表中３に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までについては、⑦イのうち表中３に該当するもの、⑧又は⑫から⑭までの割引適用後に、⑲又は㉑の割引を適用する。

㈡　⑲又は㉑と②又は⑯は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑲又は㉑の割引適用後に、②又は⑯の割引を適用する。

㈢　⑲又は㉑と⑥、⑦イのうち表中３を除くもの、⑨、⑩又は⑪の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

㉓　中央自動車道富士吉田線等の料金算定の特例

中央自動車道富士吉田線の国立府中インターチェンジから八王子ジャンクションまでの間が介在する場合の対距離制区間のうち、平成28年３月31日以前に供用されている区間について、１．⑴①（㈢ニ）Ｂを除く。）に定める方法で、かつ③又は⑥に定める方法により算出した平成28年４月１日時点の割引適用後の額が、平成28年３月31日時点の割引適用後の料金の額を超える場合には、平成28年３月31日時点の割引方法により算出した後の額を適用するものとする。ただし、１．⑴①㈢ニ）Ｂ㋐による措置が適用される場合に限る。

㉔　企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ　割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ　割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ　実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ　適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ　事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

⑶　高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ　割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ　割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ　実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ　適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ　事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

⑷　ＥＴＣ車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

①　ＥＴＣ車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合に適用する料金の額及び割引制度は、⑴に定める方法により算出したＥＴＣ車以外の自動車に適用する料金の額及び⑵に定める割引制度のうちＥＴＣ車以外の自動車に適用する割引制度とする。

②　①の料金の額等を適用するインターチェンジ及び期間は、事前に届け出るものとする。